

## 第3編

### 第二次出水市総合計画

# 基本計画

計画期間 平成30年度～平成34年度

- 第1章 人と自然が将来にわたって共生するまちづくり
- 第2章 都市基盤が整った機能性の高い快適なまちづくり
- 第3章 子どもから高齢者まで健やかに暮らせる支え合いのまちづくり
- 第4章 郷土を愛し文化を伝え豊かな心を育むまちづくり
- 第5章 地域の資源(たから)を生かした多様な産業でつくる  
にぎわいあるまちづくり
- 第6章 市民と行政が協働するまちづくり



# 第1章

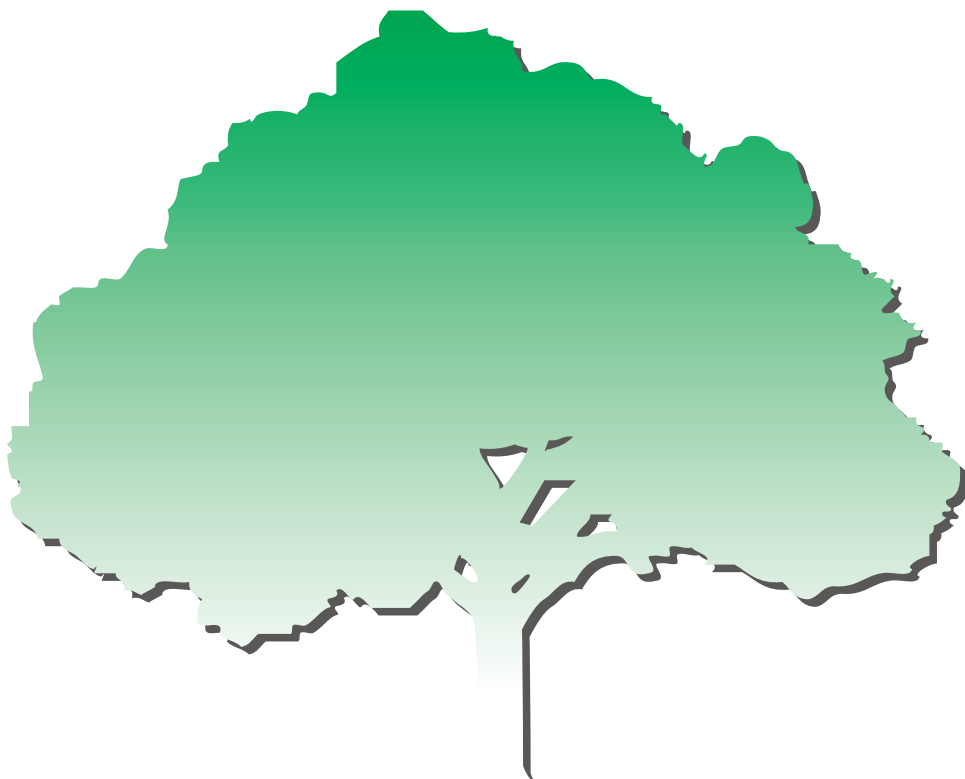
## 人と自然が将来にわたって 共生するまちづくり

第1節 自然環境の保全、自然との共生

第2節 上水道の充実

第3節 下水道等の整備・充実、生活排水処理対策の推進

第4節 環境衛生・環境美化の推進



## 第1節 自然環境の保全、自然との共生

### 現況と課題

本市は、風光明媚な紫尾山及び矢筈岳山系の山々に囲まれ、そこに源を発する米之津川、高尾野川、野田川などの河川は、豊かな平野を潤し、八代海（不知火海）に注いでいます。この豊かな自然環境が、多種多様な生物の生息地であるほか、自然との触れ合いの場としても重要な空間となっています。

山林においては、除間伐などの保育事業を実施し、健全な森林づくりに取り組んでいます。一部では植林等の管理がなされていない所も見られ、河川においても、外来魚の繁殖等により、その自然体系・生態系が変化してきています。

また、温室効果ガスによる地球温暖化など、人間が豊かな生活を求めた結果、様々な環境問題が発生しています。それらは、限られた一つの地域だけでなく、国境を越えた地球規模の問題へと広がっており、未来の世代まで及ぶ問題となっています。

豊かな自然ときれいな水を未来に引き継ぐために、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たすとともに、一体となって自然環境の保全に取り組む必要があります。

### 基本的方向

自然環境の保全に総合的かつ計画的に取り組めます。

市民一人ひとりが自然環境の保全について認識を深め、行動を起こすための環境教育や地球温暖化防止に向けた取組を推進します。

また、再生可能エネルギーの導入については、自然環境への影響や経済効果等を踏まえて十分に検討し、公共施設・民間施設への普及を促進します。併せて市民や事業者に対して省エネルギー対策の普及啓発に努めます。

野外活動や自然観察等、市民が自然と親しむ空間づくりを推進します。

### 成果指標と目標値

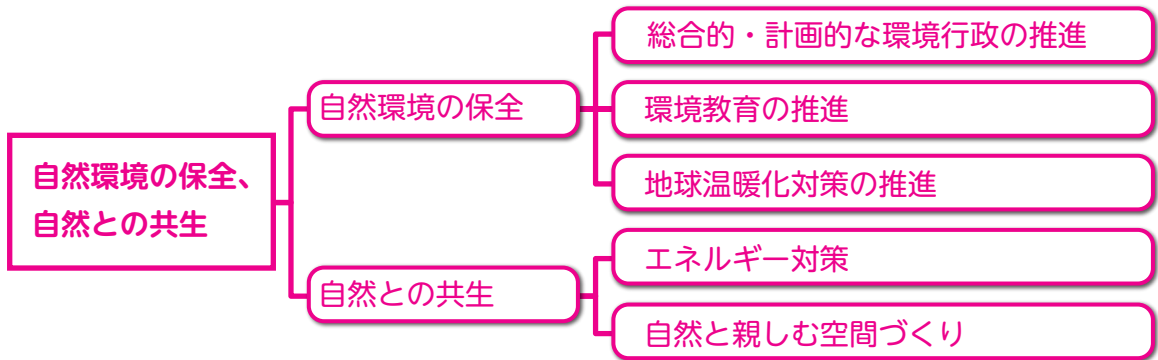
成果指標	現状	目標
「川や海などの水はきれい・非常にきれい」と答える割合【環境基本計画アンケート】	43% (平成22年度)	60% (平成33年度)
「節電に心掛けている」と答える割合【環境基本計画アンケート】	64% (平成22年度)	80% (平成33年度)

[表の見方]

特に記載のない限り、目標値の年度は以下のとおりです。

現状：平成28年度      目標：平成34年度

## 施策の体系



## 施策の概要

## 1 自然環境の保全

## (1) 総合的・計画的な環境行政の推進

美しく豊かな自然環境を保全し、市民が将来にわたって恩恵を享受できるよう、総合的かつ計画的に環境保全対策を推進します。

## (2) 環境教育の推進

多様な生物の生息・生育の場である自然環境や水源涵養機能等の大切さについて、教育・普及啓発活動を推進します。

各関係機関及び団体と連携して、自然体験や施設見学など、体験・参加型の環境学習を推進し、地域の環境保全活動のリーダー的役割を担う人材育成に努めます。

## (3) 地球温暖化対策の推進

温室効果ガス排出抑制についての広報・啓発に努め、地球温暖化対策を推進します。

## 2 自然との共生

## (1) エネルギー対策

地域資源を活用し、自然環境や住環境と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進し、普及啓発を進めます。

また、公共施設や民間施設及び家庭での節電など、市民意識の高揚を図り、省エネルギー対策を積極的に進めます。

## (2) 自然と親しむ空間づくり

野外活動や自然観察等、市民が自然と親しむ空間づくりを推進するため、海岸、河川、緑地等の保全に努めます。

## 市民の役割

- 1 子どもたちとともに、環境教育の場に積極的に参加します。
- 2 地球温暖化防止など、自然環境の保全を意識して生活します。
- 3 省エネルギー対策に取り組みます。
- 4 野外活動などを通じて積極的に自然と親しみます。

## 第2節 上水道の充実

### 現況と課題

本市の水道事業は、豊富な地下水を水源として、平成28年度末の水道普及率は98.8パーセントに達しています。

一方、水道使用量及び料金収入は近年減少傾向となっており、少子高齢化による人口減少、生活様式の変化、節水型社会の進展等によりその傾向は今後ますます強まっていくことが予想されます。

加えて、給水開始から50年以上が経過し、施設の老朽化が進み、更新時期を迎えつつあります。

今後も、引き続き安全な水の安定供給を確保するため、施設の統合、効率化を一層進めるとともに、適正な維持管理と施設整備を図っていく必要があります。

また、災害時に備えた地震・風水害対策など、ライフラインの早期復旧に向けた体制づくりを進める必要があります。

### ○給水人口等の推移

区分	H24	H25	H26	H27	H28
給水人口(人)	54,686	54,570	54,228	53,749	53,311
給水戸数(戸)	24,222	24,423	24,497	24,453	24,539
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	6,163,788	6,187,082	5,997,780	6,001,698	6,024,058
年間給水件数(件)	312,077	314,985	316,509	316,608	317,350
給水収益 <sup>(※)</sup> (千円)	690,784	694,032	670,937	671,973	675,907
有収率 <sup>(※)</sup> (%)	80.02	77.57	76.65	77.08	77.51

資料：水道課

### 基本的方向

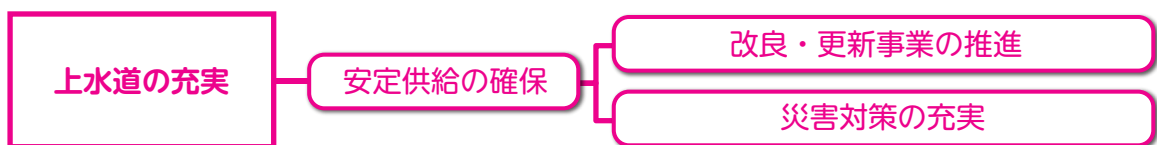
老朽施設の更新を計画的に進め、将来にわたり給水の安定確保を目指します。

また、施設の耐震化率向上を図るなど、災害に強い施設整備に努めます。

### 成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
有収率	77.51%	83.27%

### 施策の体系



(※) 給水収益／消費税抜きの料金収入

(※) 有収率／供給した配水量に対する料金徴収の対象になった水量の割合。料金徴収の対象とならない水量は、メーターより上流部での漏水や消防用水等である。

## 施策の概要

### 安定供給の確保

#### (1) 改良・更新事業の推進

安全な水を供給するために適正な水質検査を実施するとともに、老朽施設の統合・更新、基幹管路の耐震化、緊急連絡管<sup>(※)</sup>の整備、主要配水池の耐震診断等を計画的に進め、水の安定供給に努めます。

また、限りある水の有効利用と有収率の向上を図るため、水需要予測等から適正な規模での施設更新や漏水調査を適宜実施します。

#### (2) 災害対策の充実

災害時におけるライフライン機能の早期復旧が図られるように、応急給水、応急復旧体制など、災害に備えた対策の充実を図ります。

## 市民の役割

- 1 水は貴重なライフラインとして、節水に努めます。
- 2 水道料金は、応分の負担として期限内に納めます。

## 関係計画等

計画名	出水市水道事業基本計画
策定年月	平成22年3月
計画期間	平成23年度～平成32年度（10年間）
所管課	水道課

計画名	出水市水道事業中期経営計画
策定年月	平成28年3月
計画期間	平成28年度～平成32年度（5年間）
所管課	水道課

計画名	出水市水道事業水安全計画
策定年月	平成22年3月
計画期間	平成23年度～平成32年度（10年間）
所管課	水道課

(※) 緊急連絡管／災害などの緊急時に、相互に応援給水するため連結している水道管

## 第3節 下水道等の整備・充実、生活排水処理対策の推進

### 現況と課題

本市の下水道は、公共下水道事業（出水処理区）、特定環境保全公共下水道事業（高尾野処理区）、農業集落排水事業（江内中央、野田中央、青木、上特手、餅井地区）を有しており、認可区域内の整備は概ね完了していますが、今後区域内の住宅等建築に応じて整備を行う必要があります。

既存施設の一部は、供用開始から年数が経過し、老朽化が進行しており、状況に応じて適切な維持管理や改築更新を実施していく必要があります。

一方、下水道等の区域外においては、個人による小型合併処理浄化槽の設置整備事業を推進し、生活排水処理対策に努めています。

雨水排水についても、浸水被害の軽減や解消を図るために、整備を進めています。

### ○下水道の整備状況

区分	処理区名	計画目標年次	計画処理区域	計画人口	供用開始年月日
公共下水道	出水	H34	1,052ha	21,844人	昭和62年 3月31日
特定環境保全公共下水道	高尾野	H34	441ha	8,689人	平成12年 3月31日
農業集落排水	江内中央	-	57.2ha	1,580人	平成14年 4月 1日
	野田中央	-	192.0ha	4,610人	平成 5年 6月 3日
	青木	-	86.0ha	320人	平成 7年 6月 1日
	上特手	-	22.0ha	140人	平成 9年 5月 1日
	餅井	-	47.4ha	550人	平成10年12月 1日

資料：下水道課

### 基本的方向

必要に応じた汚水管の整備を行いながら水洗化の向上に努めます。

また、老朽化した施設の改築更新等に努めます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外においては、小型合併処理浄化槽の設置整備事業を推進し、汚水処理人口普及率<sup>(※)</sup>の向上に努めます。

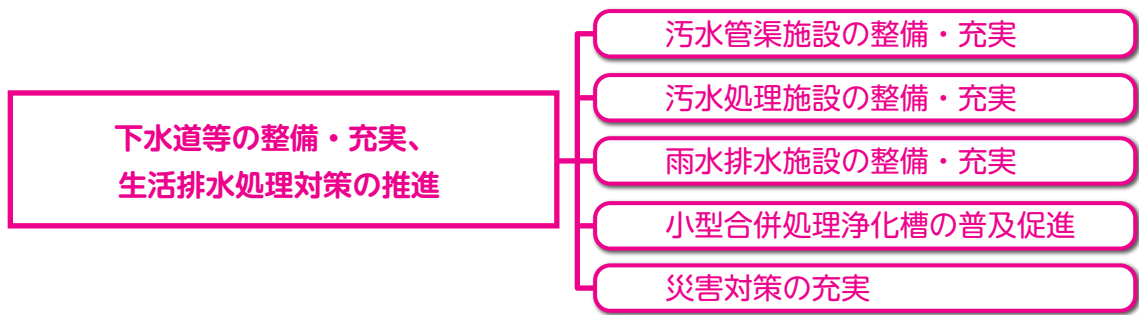
雨水排水対策については、必要に応じて浸水解消を図るため、雨水排水施設の整備を進めます。

### 成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
汚水処理人口普及率	91%	95%

(※) 汚水処理人口普及率／下水道等と小型合併処理浄化槽等の処理施設を利用できる人口を出水市の人口で除した割合

## 施策の体系



## 施策の概要

## 1 汚水管渠施設の整備・充実

汚水管渠は、布設後30年を超過する施設があるなど、老朽化が進行していることから、経年劣化等への対策として計画的な点検、調査により更新を行うよう努めます。

あわせて、公共下水道の計画区域内における未整備区域の整備を図ります。

## 2 汚水処理施設の整備・充実

老朽化した設備機器の改築・更新を段階的に進めます。

また、流入汚水量の増減に応じ、適切な運転管理に努めます。

## 3 雨水排水施設の整備・充実

計画区域内については、必要に応じて浸水の解消を図ります。

## 4 小型合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外においては、小型合併処理浄化槽の設置整備事業を実施し、普及促進を図ります。

## 5 災害対策の充実

災害時における下水道施設の処理機能の早期回復が図られるよう、応急復旧体制等のマニュアルを策定し、災害対策の充実を図ります。

## 市民の役割

- 1 下水道等の集合処理区域内では、早めに下水道への接続に努めます。
- 2 下水道等及び合併処理浄化槽の適切な使用を心掛けます。

## 関係計画等

計画名	公共下水道事業計画	計画名	特定環境保全公共下水道事業計画
策定年月	平成28年3月	策定年月	平成28年3月
計画期間	昭和54年度～平成34年度（44年間）	計画期間	平成5年度～平成34年度（30年間）
所管課	下水道課	所管課	下水道課



## 第4節 環境衛生・環境美化の推進

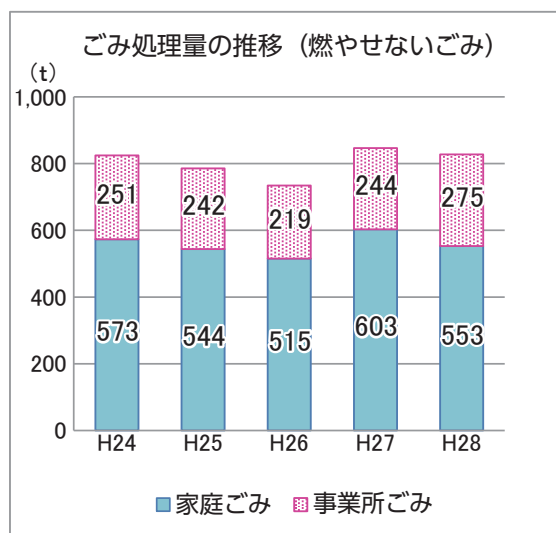
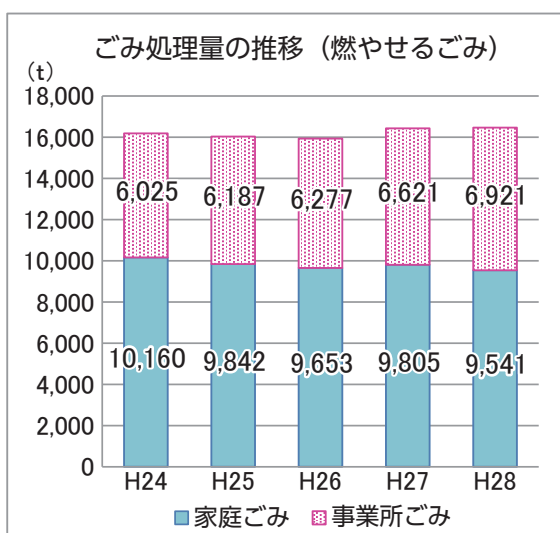
### 現況と課題

地球環境を考える上で、ごみ処理問題は欠かすことのできない問題です。限りある資源を有効に活用するために、廃棄物の排出抑制に取り組む必要があります。

また、不法投棄がいまだに無くならない状況であり、今後も関係機関と連携を取りながら指導を行うとともに、環境美化意識の啓発活動が必要です。さらに、日常生活や事業活動による騒音や悪臭などに関する苦情が寄せられています。快適な生活環境のため、市民や事業者が環境との関わりについて理解を深めながら、環境保全対策を積極的に推進していく必要があります。

火葬場については、適正な維持管理を行っています。

#### ○ごみ処理量の推移



資料：北薩広域行政事務組合

### 基本的方向

快適な生活環境と豊かな自然を次世代へ引き継ぐため、限りある資源を有効活用する資源循環型社会の構築に努め、家庭ごみ及び事業所ごみの資源化・減量化を図ります。

また、市民と行政が一体となって、自然環境の保全や生活環境の美化を推進するために、環境美化意識の高揚に努めます。

そして、事業活動に伴う各種公害発生源に対する監視を強化するとともに、大気・水質等の汚染防止、生活環境保全意識の高揚、快適な環境の形成など、公害防止対策により公害の未然防止に努めます。

火葬場については、施設の耐用年数と使用頻度を考慮し、施設の効率的な運用に努めます。

## 成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
市民一人当たりのごみの量	185kg/年	160kg/年
クリーン作戦参加者数	3,289人 (平成27年度)	5,000人

## 施策の体系



## 施策の概要

## 1 家庭ごみ対策

## (1) 分別収集の推進

ごみの減量化・資源化を促進するために、市民意識の啓発に努め、古紙類や容器包装ごみの分別徹底を図ります。

また、ごみの収集運搬については、効率的な体制の整備に努めます。

## (2) 生ごみの自家処理の推進

家庭における生ごみの減量化を更に促進するため、生ごみ処理機の設置者に対し、引き続き助成を行うとともに、生ごみの自家処理に関する情報を提供していきます。

## (3) 3R運動の推進

リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）の優先順位で3R運動を推進し、環境負荷の少ない商品の購入や中古品の活用、発生したごみの再資源化を行うといった意識啓発を図ります。また、各種団体が実施する廃品回収活動に対する支援を引き続き行うとともに、北薩広域行政事務組合が行う再生品の展示やリサイクル学習会への支援などにより、市民のリサイクル意識の高揚に努めます。

## 2 事業所ごみ対策

事業所ごみについては、事業主に対し資源ごみの分別の徹底、減量化の更なる指導に努

めます。

また、産業廃棄物の排出の適正化について、関係機関と連携して一般廃棄物への混入を防ぎます。

### 3 環境美化の推進

#### (1) 市民運動の推進

市民の自主的な地域美化活動を促進するとともに、ごみ拾いなど環境美化ボランティア活動に対し、ごみ袋配布や収集ごみの処理等の支援を行います。

市民の創意工夫による緑化事業や花いっぱい運動等の市民運動を促進し、環境美化意識の啓発を図ることで環境保全意識の高揚に努めます。

自治会、事業者、行政等の連携によるふるさと出水クリーン作戦等の取組を通じ、自然環境の保全や生活環境の美化を推進します。

#### (2) 不法投棄防止対策

ごみのポイ捨て・ふんの放置や組織的な不法投棄等について、市民や事業者等の意識啓発を図るとともに、監視体制の強化や情報提供の促進により未然防止に努めます。

### 4 公害防止

#### (1) 調査・監視体制の強化

大気汚染物質・水質汚濁物質の排出や騒音、振動、悪臭等の発生の抑制を図るため、測定・実態調査を行い、監視に努めます。

また、市民からの要望・苦情に対し、迅速かつ適正な対応に努めます。

#### (2) 指導の強化

市内事業所等に対し、環境関連法令等に基づく規制の遵守、環境改善を指導し、生活環境の保全と公害の未然防止に努めます。

#### (3) 市民意識の高揚

公害の原点と言われる水俣病被害が発生した地域として、公害防止に対する市民意識の高揚に努めます。

### 5 火葬場の適正な運営

火葬設備の耐用年数、使用頻度等を考慮の上、維持管理を行い、適正な運用に努めます。

## 市民の役割

- 1 家庭でも、勤務先でも、資源ごみの分別排出に努めます。
- 2 生ごみの自家処理など、積極的な減量化に努めます。
- 3 3R運動を積極的に実行します。
- 4 ふるさと出水クリーン作戦などの環境美化活動に積極的に参加します。

## 関係計画等

計画名	出水市環境基本計画
策定年月	平成24年3月
計画期間	平成24年度～平成33年度（10年間）
所管課	生活環境課